

商 品 名 (愛 称)	快 適 ラ イ フ (福 祉 ロ ー ン)
------------------	-------------------------

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員となれる方で下記の条件を満たす方。 (1) 満20歳以上で、安定継続した収入のある方。 (2) 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・介護が必要な高齢者または心身障害者の自立の促進に役立つ機器設備の購入ならびに高齢者等の在宅介護を行う者の負担を軽減するために必要な親族のための介護機器等の購入資金。 (1) 介護ベットや車椅子の購入資金。 (2) 浴室・トイレ・廊下や階段のてすりの設置費用。 (3) 申込人の親族が入居する老人ホームの入居一時金。 ただし、事業資金・旧債決済資金・転貸・援助資金・株式購入資金・投機的な性格の資金・税金支払資金・支払先が申込人経営先等は除きます。 (4) 自金庫の基金保証付快適ライフ(福祉ローン)の残高。
ご 融 資 限 度 額	・500万円以内(1万円単位)
ご 利 用 期 間	・3カ月以上10年以内。貸付日から10年目の応答日の属する月の月末までです。
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 お取引に応じた優遇利率もございます。窓口でお問い合わせください。
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等返済または元金均等返済のどちらかを選ぶことができます。 ただし、ボーナス併用返済は融資金額の50%以内。(年2回払い) 据置期間は元金均等返済のみとして6カ月以内とする。
保 証 人 ・ 担 保	・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、必要ありません。
保 証 料 等	・保証料はご利用利率に含まれます。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時～17時、電話：089-946-1203)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター(電話：089-941-6279)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>・東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p>

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>・お申し込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p>